

# 中津川興風学校の学校衛生 —明治12年のコレラ会議の検討—

高橋 裕子

保健体育講座 (学校保健学)

## School Hygiene at the Nakatsukawa District in Meiji Ere

Yuko TAKAHASHI

Department of Health and Physical Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### 1 はじめに

明治新政府は国民の教育水準の向上を近代化の重要な課題として位置づけ、近代学校教育を開始した。学校衛生制度はこの一環とあってよい。明治30年代、学校清潔方法、学生生徒身体検査規定、学校医設置・学校医職務規定、および学校伝染病予防法及消毒法が制定され、学校衛生制度の骨格はほぼこの時期に出来上がった<sup>1)2)3)</sup>。しかし、国家制度確立以前、日本各地では学校衛生に類する活動が独自に行われていたと思われる。また、地域の政治・経済・文化的背景を踏まえながら、制度移入の経緯がどのようなものであったかについては、不明の点も多く、当時の学校の実態をとらえた事例研究は、いまだ十分とはいえない。

本稿では、岐阜県中津川興風学校を事例としてとりあげる。同校とその「中津川興風学校日誌」については後に述べるが、「中津川興風学校日誌」の明治12年(1879)9月3日の記録には、近郊にコレラが流行<sup>4)</sup>し、その危険が迫るなか、どのように対応すべきかについて、学事関係人(学校管理者)と教員らが会議(以下、「コレラ会議」)を開き、議論の結果から郡長へ提出する「伺書」が草稿されるまでの記録が残されている。

けだし、明治期の学校制度における伝染病対策は、大きく二つの段階に分けることができる。最初は、学制や小学校令の学校教育制度の条項の中に、予防措置が個別に規定されていた段階である。この過程で、結果的に伝染病予防の三原則が、一応出揃ったと思われる。すなわち、①予防接種の励行：学制・②患者の出席停止と隔離：教育令・③流行時の学校閉鎖：小学校令である<sup>5)</sup>。しかし、この段階では、「学校衛生」というまとまりはない。次の段階は、明治31年(1898)「学校伝染病予防及消毒法」(9月28日、文部省令第20号)において、学校で予防すべき伝染病が指定されたこと

が画期となる。ここで、出席停止、学校閉鎖、清潔方法・消毒法の詳細、および、医師の診断や校長の責任が規定された<sup>6)</sup>。予防対象(伝染病の種類)・具体的対処法・責任の所在が明記され、一定の「学校の衛生管理」概念にもとづく制度が確立された。

本稿では、明治12年(1879)のコレラ大流行に対して、中津川の学校関係者がどのような議論を行い、どう対処したのかを検討する。これによって、明治政府の伝染病対策の制度整備の途上に、中津川という一地域で、学校衛生に類する活動はどのようなものであったか、また、教員らの衛生知識がどの程度であったか、学校と家庭との関係(子どもの教育・健康保護責任)、さらには、衛生に関して学校自治がどのように実現していたのかが、明らかになるだろう。

### 2 中津川興風学校と学校日誌

島崎藤村の『夜明け前』にも描かれているように、幕末以来、中山道の中津川宿には平田国学の門人集団が存在し、明治維新时期には活発に活動していて、周辺の政治的経済的文化的な磁場の役割を果していた地域であった<sup>7)</sup>。中津川興風学校は、平田国学の門人らが中心となって、近代学校教育制度に先駆けて義校方式によって創始された学校である<sup>8)9)</sup>。

公教育形成の事例として中津川興風学校を取り上げた梅村<sup>10)</sup>が指摘するように、学校の創始者らは、その後も、学校役員となり携わっている。本稿で検討する当該期(明治12年)の学事関係人・教員は、たしかに学校創始者の中心人物、市岡政香や肥田通一を含む構成であった<sup>11)</sup>。

学事関係人	主者	市岡政香	肥田通一
	監事	高木瀧次郎	成木來助
	会計	間空右衛門	菅井守之助
教員		小林廉作	矢島(ママ)寅之丞
			以下略

市岡政香は中津川宿・本陣の当主であり、父・殷政は地域社会の近代化移行期の尽力者であった。肥田通一も代々庄屋の家系であり、父・通光は地域の飢饉の救済や近代学校づくりに尽力し、いずれも相当の教養を持つと思われる<sup>12)</sup>。間杵右衛門は同地域の教育事業に携わり特に高等女子校の創設では資金面から尽力した<sup>13)</sup>。菅井守之助は自由民権運動家であることが知られている<sup>14)</sup>。教員の筆頭は小林廉作であり、その青年期における学問基盤、教員経験、近代教育制度の受容など、あらゆる点において、他教員との間に圧倒的な差があったと考えられる<sup>15)</sup>。このうち、9月3日のコレラ会議に参加しているのは、学事関係人として、市岡政香、肥田通一の2名、それに教員は小林を含め、岩井織之助、矢嶋寅之丞、菅井三九郎、遠山林蔵、田口助二郎、成木奈良吉の7名である<sup>16)</sup>。

今回、資料とする「中津川興風学校日誌」は、明治7年から記録されはじめ、現在まで続く学校日誌である（以後、学校日誌）。明治期初期の冊子（日誌）は、記録者から次の二種類に分類できると思われた<sup>17)</sup>。

①表紙に「監事局」などと示され学校管理者が当番を決めて出校し記録していた冊子

②表紙に「小林廉作記」や通し号数（一～四號）が記されており、その筆跡からみても、小林廉作が一人で記録していたと思われる冊子

本稿が検討するコレラ会議は、②の「小林廉作記」の方であったもので、議論の過程とそれを敷衍した記述は、この小林が書いたものである。

### 3 コレラ会議の概要

まず、9月3日のコレラ会議前後の経過を、学校日誌から確認しておこう（【資料1】）。7月7日に、酒井四郎がコレラ予防薬を生徒一人につき一包ずつ、計212包を寄付した。これは、特別なことなので、県に報告した。また「校事」として、「予防法」を施行している。8月22日には、コレラ病が岐阜県に拡大し、各地で患者が発生した旨が記録されている。この日、郡吏などが出張してきて、「予防法」を厳重に施すよう伝えている。ただ、すぐに学校としての措置が出されたわけではなく、肥田通一が村の副議長として臨時会を行うため、学校は欠勤している。そして、9月3日に会議が行われ、15日までコレラ病蔓延のため閉校が決定され、この間、各教員は自宅で受け持ち生徒を授業することになった。幸い、16日には開校して、それ以後、コレラに関する記事はない。

さて、9月3日の議論は「議則」に基づいてすすめられている。まず「立議者」【市岡・肥田】が「閉校」説を提示し、この原案に対し「閉校反対」説、「閉校賛成」説を募り、両根拠を突き合わせた上で、「判者」が「議則」に基づいて「賛成多数」の「閉校」説を決議し、その旨を、「立議者」で「校務主任者」でもあ

る市岡政香・肥田通一に報告している。以下、その内容を詳しく検討してみよう（全容は【資料2】）。議論を整理すれば、次の①～④になるだろう（【 】内は賛否と発言者）。

①【閉校の儀（原案）：市岡・肥田（立議者）】

コレラ病が蔓延し、木曾妻籠三留野駅に患者が発生した。本校多人数中に発病者があれば被害大である。よって閉校とすべきかどうかを議論する。

②【閉校反対（前説）：教員 A】

本校は「空気流通」する場所である。その上、閉校すれば、「自然生員の懶惰」を生じさせる。よって午前からの授業として、「新鮮な空気」を呼吸すれば、多分「妨害」はないだろう。

③【閉校賛成（後説）：教員 B】

万一「衆生」中に発病者があれば伝染・蔓延は回避できない。本校で「新鮮な空気」を呼吸させるより、自宅で「父兄の保護」のもとで予防するのが最良だ。「怠惰」は後日、指導すればよい。「病者を不病者」としてはならない。閉校が適当であろう。

④【閉校賛成：教員 C】

教員 B の説に賛成し、むろん閉校すべきだ。

⑤【閉校反対（前説）：教員 A】

閉校はそれ相当の弊害が生じ、授業の弊害は少ない。「新鮮な空気」を「吐納」させれば予防ともなるだろう。やはり前言（閉校反対）を主張する。

－⑥～⑨は記者（本日誌の記録者）

：小林廉作の敷衍－

⑥【記者：小林廉作】

閉校反対の教員 A は、「授業上に熱心」より論ずる意見である。「我国大学より中学に専門に某学校」が多いが、この病気のために廃業した例を聞いたことがない。本校は、「卑湿汚下流」の病を招くような土地ではなく、予防の行き届かないような学校ではない。近傍に（流行を）みたというが、実症も激烈な伝染も観察されていない。「防御」をもって「教育」を施せば生徒らの「怠惰」を防ぐことができる。学術の進退、その差は多大である。

⑦【記者：小林廉作】

原案者（市岡・肥田）は「予防の為に」提案しているわけではない、予防は各家庭でできるだけ注意すべきだが、各家庭より本校の方が勝る。なぜならば、家庭では「炎熱」に暴されたり、「水浴」に度を過ぎたり、「多量に食物を食」ったりする。これらは児童によくあることで、閉校による学習時間の浪費は、父兄でも抑制できない。とはいえ（登校させて）、「校中一人の病者」でもあれば、「衆人の害」がある。だからこの議論を設けたのだ。

⑧【記者：小林廉作】

閉校を賛成者する主張は、「生徒の怠惰」を心配し

ないわけではない。十分に授業を行い「進歩」を促そうとするのは、われわれの「素志」である。しかし、校中に一患者ができれば多くの生徒に害を及ぼす事態に至る、と言及されては、患者は必ず出ないとはいえない。よって閉校に賛成しているのだ。

⑨ 【記者：小林廉作】

記者が思うに、およそ物事は予想できない。現在、(この) 疾病に関しては、名医もその「原因」を察することができず、「炭酸」は「防薬」であるといっても、必ず感染しないとはいえない。児童生徒の教育に関しては、「父母より委任」されているといっても、「所有者」(保護者)は父母である。必ず問題ないという確據があるわけではないから、保障することはできない。惜しむべきは、「進業」を妨げることより、むしろ児童生徒を「所有者」(保護者)に返さないことだ。だから、閉校意見に賛成しているのだ。

⑩ 【判者：おそらく小林廉作】

既に論議は「熟」した。今、「議則」によって、賛成多数説を取る決議の旨を、「立議者」・「校務主任者」に報告する。左の書を草稿し、郡庁の指令を求める。

「伺書」の草稿  
(略)

⑪ 【記者：小林廉作】

記者の贅言は牽強付会ではない。もし有識者がこの議論の場において教育者の心情を知れば、判然と分るだろう。

⑫ 【記者：小林廉作】

決定後、郡庁の許可を得た後に閉校すべきか、また、閉校期限は何日間か。郡庁の許可を経なくても、われわれが決議をした限り、閉校は当然である。閉校期限が三日以下であれば、届を出さなくても臨時の休暇の振りをすればよいのではないか、などの説があった。またもし、郡庁から閉校の指令がないときは、予防でどんな説があっても、結局、「人民公衆の害」を恐れ、「公立学校」にあって専ら担任する者たちの「不安心」より決議した事であるので、便宜をもって、本日より午後閉校と定めたが、後日、弁解の説明をして「臨時休課の令」を生徒に示し、かつ予防をおそろかにしてはならないことを説論して退校させた。

右の議論によって、翌日の(九月)四日の「一局生の試験」を延引し、他日に行くことにする。

- ⑬、⑭は小林廉作の「欄外付記」 -

⑬ 【記者：小林廉作】

原案者の意見に、万一患者が発生したときは、「吐瀉物」などは焼き払わなくてはならない。もし校中を焼失すれば、村内の大失費となるだろうという恐れがある、という意見がある。

⑭ 【記者：小林廉作】

さらに何件の論議はあろうが、教育以外のことに

も論及し、その結論をみることは難しい。よって判者は賛成者多数説を取って決議した。これもまた有識者の教育に心ある人の判断を待とう。

このコレラ会議は最終的には「閉校」と決議され、「病鎮静の期に至る迄臨時閉校取計度。何分の御指令奉願候」とする郡庁宛文書を草稿して提出し指令を待つ、と帰着した。

#### 4 学校衛生観—教育か衛生か、学校か家庭か

このコレラ会議では、基本的には閉校反対(教育優先派)の立場と閉校賛成立場(衛生優先派)が争われている。その議論を再度詳細にみていこう。まず、閉校反対の立場をみてみよう。

右、教員衆議に附し、或は云。禍を未然に防禦するは勿論の事なれども、目今、近傍に激烈の感染者有之儀にも無之。且豫防に至ては、該校は空気流通の場所、更に閉校する時は、自然生員の怠惰を生じ、随て何分の弊を可生。依て、午前限の授業と定、新鮮の空気に呼吸せば、多分妨害無かる可し。…② 閉校にすると、生徒の怠惰が生ずるだろう、これが主たる根拠である。午前だけ授業を行い、学校で新鮮な空気を呼吸させれば被害もないことであろうと提案している。記者、小林廉作は、この閉校反対者の意見を敷衍して次のようにいう。

記者註して曰く、第一発論者の説は授業上に熱心して論ずる所あらんとするものなり。蓋し我国大学より中学に専門に某学校多しと雖、未だ該病の為に廢業する者を聞かず。嘗て聞く、某縣に該病蔓延して、暑熱中、権宜を以て閉校す可きの令あるを聞くのみ。夫れ大中学校の規則備はるに至りては、其豫防も亦厳なり。豫防の闕くる有る校に至りては、之を保護する能はず。今該校の如き卑湿汚下流病を招くの地に非ず、豫防の行届かさるの校に非ず、且、近傍に在りと雖も未だ絶脈の実証なりと確認せず、劇烈傳染の形状をも見ず。防禦以て教育を施さは生員の怠惰を防ぎ、學術の進むと退くと其差、大に異なる所あらんとす。…⑥

学校の方が衛生・環境条件が良い。生徒の家庭では衛生状態が悪い。だから、予防をもって教育も施せば生徒の怠惰も防げる—(対応による)学習の進退の差は大きいものだ、とみていた。

ただし、この閉校反対者の主張は、怠惰を戒めるとはいうものの、それほど強硬ではないように感じられる。ここには、児童生徒の間に病者を出してはいけないという危惧と、当時まだ死亡率の高かったコレラ病への恐怖があるからだろう。授業を行うべきとしつつも、予防についても、「午前限りの授業」、「新鮮の空気に呼吸せば」などと勸案している。登校させたこと

によって万一患者が出た場合の、学校側の責任意識があるのかもしれない。

次に、衛生優先派の立場を見てみよう。

又或は云、前説に更に閉校せば生員の懶惰を生し進歩を害すると言はれしは当れりと雖も、萬一衆生中にて発病者あるときは、之を遁れんとすと雖も遁るる能はず。其発する朝夕の別あるまし。発するときは全生必ず感染ならんと思定す。且該校にて新鮮の空気に呼吸せしよりは、各自家に在り父兄の保護にて豫防するの勝れるに若かず。怠惰は後に醫す可し。病者を不病者と為す可からず。閉校可然。…③

ここでは、二つの見解が見い出せる。第一は、集団中に一人でも患者は出ると、全員に感染するだろうという立場、および、隔離が予防の原則であるという立場である。西欧的な衛生観がごく常識になっていることがうかがわれる（この点は後に述べる）。この衛生優先派の第一の見解についても、小林廉作は次のように敷衍している。

又後説を無論賛する人の云、吾輩又生徒の怠惰を生するに掛念無きに非ず。萬々授業を施し、進歩を促さんと欲するは吾素志なり。然れとも論議上、校中に一患者多生に害を及すと云ふに至ては、豫防して必ず無しと云ふ可からず。依て無論賛成すと云。…

⑧

閉校賛成者の意図は、教育は自分の志だが、一患者による多生徒への被害を言及された上は、閉校とせざるをえない、伝染阻止が第一優先であるとするのである。

さらに第二の見解、「怠惰は後に醫す可し」とあるように、怠惰は後に取り返すことができるのだから、衛生を学習より優先させる、という見方である。

この見方は、発言者の子ども観が現れているようで、きわめて興味深い。怠惰は一旦習慣化されると取り返しがつかないわけではなく、事後の説諭によって取り返せるといふ。つまり、子どもには相当の理解力があり、臨機応変な存在だとみている。一方、死亡率の高い伝染病に罹患するという事態は取り戻せない、だからこちらを優先させると判断している。当時、伝染病蔓延や病死という事態は避けがたく今よりも身近であったのであろう。

とはいえ、衛生優先派の立場も、衛生観念一辺倒でもない。「怠惰は後に醫す可し。病者を不病者と為す可からず」の発言には、教育面と衛生面を総合して判断しようという意図がみられる。「閉校」によって損なわれた教育面は後で取り戻し、「閉校」という予防措置の徹底によって子どもを感染から守り、教育と衛生とを両立させようというわけである。これは現代の学校保健（戦後、「学校衛生」は「学校保健」と呼称）の保健管理理念にきわめて近いと考えられる<sup>18)</sup>。これまでの制度史を軸とする学校衛生史観によれば、明治

期は医学的学校衛生（衛生管理）、大正期は福祉的学校衛生、昭和期は教育的学校衛生と描写されてきたが<sup>3)</sup>、近代学校初期において、現代の学校保健論<sup>19)</sup>につうじる議論が展開されていたといえ、興味深い知見である。

このコレラ会議は、表面的には閉校反対（教育優先派）の立場と閉校賛成立場（衛生優先派）が争われているのだが、その底流には、健康保護は、教育の責任者（学校）か児童生徒の「所有者」（保護者）の、どちらの守備範囲にあるのかという対立する見方があることにも注目したい。

この構図について、小林は次のように敷衍していた。記者曰、凡そ事豫め期す可からず。之を期して必ず當ると為す可からず。其之を期し必ず有り必ず無し決して成る、決して成らずと断定するものは、道理、茲に在る有て有無成否皆理を推して論するものなり。今疾病の如き名医も其原因を察する能はず。石炭酸防染なりと云て必ず之を用ひて感染せずと云可からず。成員教育の如き父母より委任せらると雖も、所有者は父母なり。必ず恙なしと云確據あるに非されば之を保する能はず。可惜、進業を妨くるより、寧之を其所有者に返さん。故後説を賛するなる可し…⑨

学校は、児童生徒の教育については保護者から委任されている。しかし、児童生徒の保護者は父母である、よって確実に伝染を阻止できないのなら児童生徒を家庭に返すべきであるという。つまり、児童生徒の生命に関わる疾病予防・健康保護は保護者の責任である、学校の守備範囲には及ばない、とみていたのである。

## 5 教員らの衛生知識

衛生優先派の立場には、西欧的な衛生観がうかがわれると前述したが、この点について検討してみよう。

コレラは経口感染（水系感染、水系流行）による伝染病である。感染動物に由来する肉や、糞便で汚染された水などの経口摂取により感染が成立することは、現在ではよく知られている。明治初期において、中津川の先見性のある教員集団<sup>20)</sup>がこうした衛生知識をどの程度もっていたかは興味深い。

コレラ会議の直前、明治12年6月28日「コレラ病予防仮規則」（太政官布告第23号）が公布された。わが国最初のコレラに対する予防規則であり<sup>21)</sup>、当時の最新の予防・衛生知識といってよい。この内容を参考に教員らの衛生知識を検討してみよう。

コレラ会議の日、同校中に患者はまだ発生していない。この段階で対策しうる予防方法を、この「コレラ病予防仮規則」からとりあげると、交通遮断（第13条）、集会の禁止（第15条）、つまり患者・感染者の「隔離」、清潔（第16条：上下水や飲食物など媒介となるものの清掃・清潔）、つまり感染経路の遮断、消毒薬の準備（第

23条)となろう。

さて、コレラ会議中、教員らの衛生知識が知れる件を列挙する。

萬一衆生中にて発病者あるときは、之を遁れんとすと雖も遁るる能はず。…③

校中に一患者多生に害を及すと云ふに至ては、豫防して必ず無しと云ふ可からず。…⑧

この発言者は、それぞれ、閉校賛成の教員 B と記者の小林廉作である。この二者の発言には、「コレラ病予防仮規則」のうち「交通遮断」や「集会の禁止」が示している「隔離」の原則が理解されている。

且該校にて新鮮の空気に呼吸せしよりは、各自家に在り父兄の保護にて豫防するの勝れるに若かず。③  
新鮮の空気を吐納せは豫防ともなる可し。…⑤

これはそれぞれ、閉校賛成の教員 B と閉校反対の教員 A の発言である。閉校すべきか否かは別として、両者ともに、「新鮮の空気を吐納」することは予防の一つとなりうる、と理解されている。瘴気説<sup>22)</sup>といった、前近代的な病因説を思い起こさせるようでもあり、教員 B と教員 A は、古い知識が刷新されていないのかもしれない。それとも曖昧な情報移入による曲解なのであろうか。というのは、明治11年(1879)7月に山梨県病院で作成され県下に配布された「摂生予防法」には、「居室は空気の流通をよくすること」などが強調されており<sup>23)</sup>、当時、換気や室内の環境衛生の良さが積極的に奨励されていたようである。このことから「換気(よい環境衛生)が「瘴気説」と結びつき、「新鮮の空気を吐納」=「積極的な予防法」と曲解された可能性があるのではないか。

名医も其原因を察する能はず。炭酸防薬なりと云て必ず之を用ひて感染せすと云う可からず。…⑨

この発言者は記録者の小林廉作である。コレラの原因はまだ特定されておらず当時の予防薬も完全でないと理解している。「コレラ病予防仮規則」に示された予防法は、「交通遮断」にしる「清潔法」にしる、患者や媒介物からの「隔離」を原則とし、それ以上の科学情報は提供されていない。また当時の医学・衛生学における病因の解明段階<sup>24)</sup>からみても、小林廉作の理解は妥当であるといえるだろう。

## 6 学校自治の意識

小林廉作の敷衍の中に次の件があった。

決定の後、或いは郡廳を經由許可を得て後にす可きや。又日限は幾許、或いは郡廳の許可を経すとも決議の上は閉校可然。或いは、三日以下なれば、届無くとも臨時の休暇の振りにして可なり。又若し、郡廳閉校の指令無きときは、豫防に於て如何の説あれとも、必竟人民公衆の害を恐れ公立学校に在り専ら擔任するもの々不安心より決議したる事なれば、便宜を以本日より午後より閉校と定むるも、後

日、辨解の辞あるを以て、臨時休課の令を生徒に示し且つ豫防の忽せにす可からざるを説論して退校す。右の議に依て、明四日一局生の試験を延引して他日に期す」…⑫

「閉校か否か」をめぐる策定主体ははたして学校か郡庁なのか、が、決定した後に議論に上ったようだ。しかし廉作の回顧によれば、学校現場で専ら担当するわれわれ・当事者が決議したことを根拠として、郡庁令がなくても「閉校」すべき、と、つまり自治による決定を採っていた。

梅村は、「この村内公教育=近代学校が、本格的に国権主義的な「近代学校」へと変質化するのは1882年とみてよい」としていた<sup>10)</sup>。明治12年の段階で、学校伝染病予防の策定においても、つまり、学校衛生についても学校自治が前提となっていた。

## 7 まとめ

コレラ会議は、基本的には閉校反対の立場と閉校賛成の立場が争われていた。その立場をわけた根拠には興味深い論点があり、ここからいくつかの新しい知見をえた。

1. コレラ会議を通して、明治初期の学校で、教育か衛生か、子どもの健康保護の責任は家庭か学校か、という学校衛生上の議論があった。
2. 教育と衛生を総合し、伝染病予防対策が判断が下されていた。これまでの制度史を軸とする学校衛生史観(明治期:医学的学校衛生、大正期:福祉的学校衛生、昭和期:教育的学校衛生)では看過されてきたが、近代学校初期において、すでに、現代の学校保健論につうじる議論が展開されていた。
3. 伝染病予防に関する衛生の知識の普及状況の実態を、あるていど、具体例に提示することができ、先見性ある中津川知識人の衛生観念も分かった。
4. 「この村内公教育=近代学校が、本格的に国権主義的な「近代学校」へと変質化するのは1882年とみてよい」とする教育史研究でのとらえがあったが、伝染病予防、すなわち学校衛生問題の策定においても、明治12年(1879)では、この学校自治が前提になっていた。

中津川興風学校の学校日誌の記録は、当時の学校でどのような議論が行われ、どのような決定が導かれたのか、その過程を伝える興味深い資料である。特にここで取り上げた「コレラ」をめぐる議論は、教育と衛生を総合的に検討しながら決断が下されたことを教える、学校保健史研究上大きな意義を有していると考えられる。こうした資料を用いて、当時の学校衛生実態や思想について今後さらに明らかにしていく予定である。

本研究の一部は、2010年度愛知教育大学学長裁量経費の助成を受けた。

中津川の資料・情報に関し日頃よりご教示下さる浅野信一先生、中津川中山道歴史資料館の仁科吉介指導員、そして兵庫県立大学の高頭直樹先生、愛知教育大学の前田勉先生に心よりお礼申し上げます。

#### 注および参考文献

- 1) 明治24年9月当時帝国大学院生の三島通良が学校衛生取調嘱託となった。その任務は学校衛生施策のための基礎調査を行うことであり、学徒の発育、疾病状況、環境衛生などの調査結果は「学校衛生取調復命書摘要」に報告された。明治28年9月に設けられた学校衛生顧問・学校衛生主事制度は、文部大臣の諮問を審議するため設けられた。学校衛生顧問会議は定例であり、後の学校衛生制度を生み出すのに大きく貢献したといわれている（文部省監修、日本学校保健会編集『学校保健百年史』第一法規、1974年、7頁、52-55頁）。
- 2) 杉浦守邦『養護教諭講座7 学校保健』東山書房、1985年、6-9頁
- 3) 野村良和「学校保健の歴史」（野津有司編『学校保健ハンドブック第5次改訂』ぎょうせい、2009年、9-13頁）
- 4) コレラの四回目の世界流行は1863年から始まったが、日本国内での流行は西南戦争が起こった明治10年であり、安政以来の流行であった。これに次ぐ明治12年（1879）の全国的な大流行は、患者162,637人、死者8,027人で、わが国統計史上、最高の数字を記録した（酒井シヅ『病が語る日本史』講談社、2010年、180-193頁）。本稿で取り上げるのは、明治12年の流行である。
- 5) 明治5年（1872）の学制では入学は種痘あるいは天然痘に罹患したことのあるものに限ること、明治12年（1879）の教育令では種痘・天然痘のみならず伝染病一般の患者に対する登校停止、および、明治23年（1890）の小学校令では出席停止の範囲が家族に患者ある者に拡大され、伝染病流行時に学校閉鎖すること、が規定された（前掲1）45-46頁）。
- 6) 前掲1）492-494頁。杉浦によれば明治31年の学校衛生顧問会議は7回開催され、審議事項の一つに「学校伝染病予防及消毒法」があった。（杉浦守邦「明治期学校衛生史の研究（6）学校衛生顧問会議」『日本学校保健学会第15回大会講演集』1968年11月、48頁）
- 7) 中津川宿は木曾谷西端の馬籠と妻籠や清内路を介しての伊那谷南部と飯田、さらに北三河を含む地域の政治的・経済的・文化的な磁場の役割を果していた。また平田門人を多く輩出した地域でもある。幕末期の京都とその周辺の情報は、江州近江八幡の豪商国学者・西川吉輔が、中津川を含む六グループの情報網から調達し平田鏡胤宛に送っていたという。（宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』岩波書店、1999年、239頁、227頁、231-235頁）
- 8) 『興風八十年』岐阜県中津川市立中津川南小学校編・発行、1955年、4-9頁
- 9) 梅村によれば、同校を次のように位置づけている。中津川村の「学制」以後の「近代学校」=『興風学校』は、1972年「学制」頒布前に、私的教育機関である寺子屋とはべつに、あらたに、村内支配層=村役人を中心に公的な教育機関を開設し、広く村内民衆子弟を組織した『時習館』を歴史的起点としており、「学制」以後1874年まで『興風義校』として公権力の承認をうけ、74年に「近代学校」として改変されたものである」（梅村佳代「豪農民権地域における民衆の公教育組織化運動について」『季刊教育運動研究』創刊号、1976年、33頁）。同校は、これまでの教育史研究において、主に公教育形成の過程とその思想基盤、すなわち、平田国学・自由民権運動との関係から検討されてきた（梅村佳代「民衆の公教育組織化運動について—郷学校を中心に—」『歴史の理論と教育』第37号、1975年。梅村佳代「自由民権期における民衆運動と公教育形成—岐阜県の事例を中心として—」『暁学園短期大学紀要』第9号、1975年）。たとえば、三羽によれば、中津川の民権運動は教育関係者、医者といった村内知識人が中心となって組織され、国学から民権運動への思想的移行に影響を与えたのは、小林廉作を中心とする教育関係者（若手の平田門人層と重なる）であり、彼のもたらした近代思想や科学は、こうした思想的移行を媒介する働きをしたのではないかという（三羽光彦「岐阜県中津川における自由民権と教育—幕末維新期以降の思想的系譜との関連で—」『地域経済』第5集、1985年、31頁）。
- 10) 中津川興風学校を義校方式で設立した有志者らは、この地域の政治・経済・文化を実質的に担った階層（本陣、豪商ら）であった。梅村によれば、この地域の近代学校制度の移入に際し、学校の創始者らは、中津川地域の政治・経済・文化を担う要人・知識階層者であり、後も、学校役員となり携わっていった。「公権力の干渉は発足当初はないとみてよい、むしろ追認していくのである」「この村内公教育=近代学校が、本格的に国権主義的な「近代学校」へと変質化するのは1882年とみてよい」（梅村前掲9）「豪農民権地域における民衆の公教育組織化運動について」33頁、42頁）。いわば「地域<先導>—国家制度<追認>」という関係があり、これは明治15年（1882）近くまで及んだ。
- 11) 学校創始の中心人物、間半兵衛秀矩・市岡政香・肥田通一は平田門人であり、創始初期の学事関係人（学校管理者）と教員集団には、こうした平田国学の門人や自由民権者が多く占めていた。その構成は、明治15もしくは17年くらいまで及んでいた（高橋裕子「府県の学校衛生史に関する検討—第6報 中津川尋常高等小学校の学事関係者と学校医—」第5回日本教育保健学会、2008.3、弘前大学、配布資料）。
- 12) 市岡政香の父、市岡股政は「幼より学問を好み碩學平田篤胤に学び、歌道の修養もあった。間秀矩を友とし善く、夙に勤王の志あり幕末維新の際相携へて王事に奔走した（略）信州の女流動王家松尾多勢子は股政の従妹であった」（『国学者伝記集成 第参巻』名著刊行会、1972年、285-286頁）。肥田通一の父、肥田九郎兵衛通光は中津川宿の庄屋、問屋であり、明治元年2月に東征軍総裁若倉具慶の依頼で、市岡股政、間秀矩と共に東山道鎮撫総督若倉具定の嚮導役として、官軍を先導し、尾張藩福島代官山村甚兵衛と親交があった。肥田家の文化水準は高く、和歌、俳句を指導し庶民教育への関心が高かった。菅井は「幕末の中山道情報の中心はいかにもここ肥田九郎兵衛方であった」と、その存在の大きさを再評価している（菅井深恵「肥田九郎兵衛通光の理想と社会的背景」『街道の歴史と文化』四号、2002年、7-9頁）。
- 13) 『岐阜縣郷土偉人傳』（岐阜縣郷土偉人傳編纂会、1933年）650-652頁
- 14) 菅井守之助は肥田通光の子息であり（菅井家の養子）通光の学校づくりへの意志は守之助に受け継がれたという。明治15年、自宅に板垣退助他、自由民権運動家を招き、演説

- 活動も行った民権運動家であることが知られている（菅井前掲12）、10頁）。菅井守之助の他に高木瀧次郎も自由党员であった（梅村前掲9）「自由民権期における民衆運動と公教育形成 - 岐阜県の事例を中心として -」117-118頁）。
- 15) 小林廉作は、木曾代官山村家・家人であり木曾福島より中津川に移住した。学制期の教員の任用のされ方でいうと、小林廉作は、幕末・地元の寺子屋師匠の出身ではなく、版籍奉還により職を失った士族が教師として採用された例である（『中津川市史 下巻Ⅱ』中津川市編集・発行、2006年、1261頁）。青年期においては、尾張藩木曾山村氏支配地・木曾山村領に創設された郷学「菁莪館」において、武居拙藏（用拙）の下で、安政6年5月～文久2の4年間「漢学」「皇学」を学び、のみならず、「同塾」で「句読勤務」、つまり教える側としても採用されたとみられる（高橋裕子「府県の学校衛生史に関する検討（10） - 学校創始時の教員の学問基盤などの検討 -」第57回日本学校保健学会、2010年11月、女子栄養大学）。赴任後も、明治6年12月に大垣に師範研習学校が創設されると、教員職のまま、そこで修学している。明治7年6月同師範学校卒業、同年7月「訓導試補」、8年6月「訓導心得」、明治12年6月の時点では「五等訓導上等」を取得していた（戸部芳文『岐阜県教員発達史』大衆書房、1991年、32頁、36 - 37頁）。
- 16) 次の記録から推定した。明治12年の学事関係人・教員（中津川尋常高等小学校「学校沿革史」明治35年、中津川南小学校文書）、開校第一日目（2月3日）の登校者・9月3日の欠勤者（「第一号 明治十二年二月三日 月曜日開校興風学校日誌 小林廉作」中津川南小学校文書）、
- 17) 当該年（明治12年）の日誌について示せば次の5冊である（中津川南小学校蔵）。
- 「第一号明治十二年二月三日月曜日開校興風学校日誌」  
 明治12年2月3日～3月31日 小林廉作  
 「明治十二年二月五日ヨリ興風学校日誌 事務局」  
 明治12年2月3日～11月25日 事務局  
 「第貳號明治十二年四月一日ヨリ興風学校日誌」  
 明治12年4月1日～6月16日 小林廉作  
 「第參號明治十二年六月十六日ヨリ興風学校日誌」  
 明治12年6月16日～9月3日 小林廉作  
 「第四號明治十二年九月十六日ヨリ興風学校日誌」  
 明治12年9月16日～12月24日 小林廉作
- この学校日誌は中津川興風学校、現中津川市立南小学校に所蔵されている。仲新によって教育史研究の視点から基礎的な解説がなされた（『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社、1962年）。この日誌の編纂事業は二つあり、まず日々の出来事のみを抽出した『中津川市教育年表』であり、1989年に第1集刊行、継続中である（中津川市教育研究所『中津川市教育年表 第1集 興風義校～興風学校（明治7～明治10年）』1989年～『同 第17集（昭和16～20年）2007年』）。次に最近、日誌の全内容の復刻が浅野信一氏ら地元の退職教員らによって開始され、明治26年まで活字化された（中津川市教育文化資料委員会編集『資料 興風学校日誌 第一集』中津川市教育研修所、2009年、『同 第二集』2010年。公刊は未定）。本研究では原本と、主に後者の復刻版を用いた。
- 18) たとえば、現代の「学校保健安全法」の目的（第一条）には、現代の学校保健の管理概念が端的に示されている。保健管理と安全管理に関し必要な事項を定め「もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する」、つまり学校教育に資する保健管理である。（「学校保健法」：昭和33年4月10日法律第56号が、名称など一部改訂され「学校保健安全法」：平成20年6月18日法律第73号）となった。
- 19) 数見隆生、高橋裕子「『教育保健』概念の意味・理解に関する検討」『日本教育保健研究会年報』第9号、2002年
- 20) 彼らの親たちの世代は、幕末・明治維新期、平田門人の人脈を通じ全国各地の政治情報をいち早くつかんでいた知識人であった（宮地前掲7）。彼らの先見性の高さは、「教育時論」を、発刊（明治18年4月15日発行）間もない明治18年5月5日に、十冊、購買していたことからわかる（学校日誌、明治18年5月5日記事、「明治十八年二月ヨリ起ス興風小学日記 担当記者小林廉作」中津川南小学校文書）。
- 21) 「コロナ病予防仮規則」は次の基本項目より構成されていた。患者の届出、検疫委員の制度、避病院の設備、交通遮断、物件の移動禁止、清潔方法・消毒方法の施行、死体の処理。（山本俊一『日本コロナ史』東京大学出版会、1982年、259-264頁）
- 22) 文政時代にはまだコレラの原因がわからず、ミアスマ、瘴気・悪い空気を吸うと病気になると考えられていた（山本前掲21）、751頁）。
- 23) 山本前掲21）、676-677頁
- 24) 明治19年9月の時点で、大阪市コレラ予防法に関するある質問状に対して、当時の医学・衛生学の第一人者緒方正規は「コレラは体外より体内に侵入して特殊の症状を惹起する特殊の伝染質（すなわち毒）より生ずる伝染病であって、この伝染毒の本態に関しては、現在の学者のほとんど全部が、下等微生物によると考えている」、ロベルト・コッホ最新の病因説でさえ「まだ完全に確定したものではない」などと回答していたという（山本前掲21）、753頁）。このことからわかるように、原因はまだ特定されていなかった。

(2010年9月17日受理)

【資料1】明治12年9月3日のコレラ会議前後の経過

明治十二年

①七月七日 月曜日 酒井哲四郎、虎列刺病豫防薬生徒一人に付一包つゝ、合計二百十二包寄附す。特別の事に付き、早速縣廳江報告す。又、校事へ豫防法施行す。

(「明治十二年二月五日ヨリ 興風学校日誌 事務局」事務局)

②八月廿二日 金曜 天気晴る

虎列刺病追"傳遷、既に本縣に及び、当今は縣下二三郡を除くの外、各地に患者有。之由且愛知名古屋は多分有之。右に付、右病掛員、并郡吏出張、豫防法を嚴重に施設致す可く旨。依て肥田通一本村の副議長の任を負ふを以、本日臨時會を設け、其方法を議する為の欠席せり。

(「第參號 明治十二年六月十六日ヨリ 興風学校日誌」小林廉作)

③九月三日より十五日まで

虎列刺病蔓延に付き、閉校。自宅に於て、受持生徒授業。

④ 十六日より開校授業平日の如し

(「明治十二年二月五日ヨリ 興風学校日誌 事務局」 監事局)

句読点、○番号は筆者

【資料2】明治12年9月3日のコレラ会議の全容

九月

同三日 水曜 晴天

(朱書) 総計二百八人半。(男百三十五人 女七十三人半)

主者市岡政香肥田通一出校。虎列刺病蔓延、既に木曾妻籠三留野駅に患者有之。趣依、本校生員多人数の中にて、萬一発病人等有之節は、大害を醸し候に付、当分閉校の方可然哉の儀を演す。…①

右、教員衆議に附し、或は云。禍を未然に防禦するは勿論の事なれども、目方近傍に激烈の感染者有之儀にも無之。且豫防に至ては、該校杯は空気流通の場所、更に閉校する時は、自然生員の懈怠を生し、随て何分の弊を可生。依て、午前限の授業と定、新鮮の空気に呼吸せは、多分妨害無かる可し。…②

又或は云、前説に更に閉校せば生員の懈怠を生し進歩を害すると言はれしは当れりと雖も、萬一衆生中にて発病者あるときは、之を遁れんとすと雖も遁るる能はず。其発する朝夕の別あるまし。発するときは全生必ず感染するならんと思定す。且該校にて新鮮の空気に呼吸せしよりは、各自家に在り父兄の保護にて豫防するの勝れるに若かず。怠惰は後に醫す可し。病者を不病者と為す可からず。閉校可然。…③

又或は、後説を賛成して曰、其議ならは無論閉校可。…④

然は云、前説者曰、無論閉校を賛する意見は知らず、吾輩前説を伸ふるものは、今幾許の日数を閉校するときは幾何分かの弊害を生し授業の障害鮮少ならず。且、新鮮の空気を吐納せは豫防ともなる可し。依て前言を踐む。…⑤

(記者註して曰く、第一発論者の説は授業上に熱心して論する所あらんとするものなり。蓋し我国大学より中学に専門に某学校多しと雖、未だ該病の為に廃業する者を聞かず。嘗て聞く、某縣に該病蔓延して、暑熱中、権宜を以て閉校す可きの令あるを聞くのみ。夫れ大中学校の規則備はるに至りては、其豫防も亦厳なり。豫防の闕くる有る校に至りては、之を保護する能はず。今該校の如き卑湿汚下流病を招くの地に非ず、豫防の行届かざるの校に非ず、且、近傍に在りと雖も未だ絶脈の実証なりと確認せず、劇烈傳染の形状をも見す。防禦以て教育を施さは生員の怠惰を防ぎ、學術の進むと退くと其差、大に異なる所あらんとなり。)…⑥

茲に原案者ありて曰く、此議全く豫防の為に建ふるにあらず。豫防は自家精々注意す可き處、且、豫防は自家在りて保護せんよりは該校に在る方勝らん。如何となれば家に在るときは、或は炎熱に暴され、或は水浴に度を過し、或は多量の食物を貪る。是皆、児童の必ず有る所にして、閉校無業の時日を消費するは、父兄の制して制する能はざる所あらん。然れとも校中一人の病者あらは、衆人の害なり。故に此議を設るものなり。…⑦

又後説を無論賛する人の云、吾輩又生徒の怠惰を生するに掛念無きに非ず。萬々授業を施し、進歩を促さんと欲するは吾素志なり。然れとも論議上、校中に一患者多生に害を及すと云ふに至ては、豫防して必ず無しと云ふ可から



す。依て無論賛成すと云。…⑧

(記者曰、凡そ事豫め期す可からず。之を期して必ず當ると為す可からず。其之を期し必ず有り必ず無し決して成る、決して成らずと断定するものは、道理、茲に在る有て有無成否皆理を推して論するものなり。今疾病の如き名医も其原因を察する能はず。石炭酸防薬なりと云て必ず之を用ひて感染せずと云う可からず。成員教育の如き父母より委任せらると雖も、所有者は父母なり。必ず恙なしと云確據あるに非されは之を保する能はず。可惜、進業を妨ぐるより、寧之を其所有者に返さん。故後説を賛するなる可し)…⑨

判者曰、各自議する所を聞くに既に熟せり。今議則に依て、賛者多き説を取らんと決議の旨を立議者即校務主任者に報告す。依て左の書を草して郡廳の指令を乞ふものとす。…⑩

伺書

虎列刺病近々蔓延に及び既に信濃国妻籠駅に該病患者有之。趣右妻籠駅は本村を距ること四里程。殊に沿道往来旅行も有之。甚心配の儀に付該病鎮靜の期に至る迄臨時閉校取計度。何分の御指令奉願候。

九月三日 主者 \_\_\_\_\_  
                  監事 \_\_\_\_\_

惠那郡廳長官代理

書記 片山 某殿

右、議事に依り、決定する所、各議説を推察して記者の贅する所ありと雖も、全く傳會の説非ず。識者ありて教育者の心情を知せば、自ら判然たるへし。…⑪

決定の後、或いは郡廳を經由許可を得て後にす可きや。又日限は幾許、或いは郡廳の許可を経すとも決議の上は閉校可然。或いは、三日以下なれば、届無くとも臨時の休暇の振りにして可なりの説。又若し、郡廳閉校の指令無きときは、豫防に於て如何の説あれとも、必竟人民公衆の害を恐れ公立学校に在り専ら擔任するもの々不安心より決議したる事なれば、便宜を以本日より午後より閉校と定むるも、後日、辨解の辞あるを以て、臨時休課の令を生徒に示し、且、豫防の忽せにす可からざるを説諭して退校す

右の議に依て、明四日一局生の試験を延引して他日に期す…⑫

(欄外付記) 原案者説に、萬一患者あるときは、吐瀉物等は焼き拂は子(ママ)はならず。依て校中を焼失する事あらは、村内の大失費ならんの恐れあるの説あり。…⑬

記者の説も説、若議論上に亘ては、猶幾許の論議かあらん。然れとも、到底教育の餘事にも論及して、其結局を見るに難きを以て、判者は賛成者ある説を取て決す。是又、識者の教育に心ある人の判断を待つ可し。…⑭

(「第參號 明治十二年六月十六日より 興風学校日誌」小林廉作)

○数字、句読点、傍線は筆者。